

令和2年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和2年11月30日（月曜日）

○日時 令和2年11月30日 午前10時12分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 網走市職員給与条例等の一部を
改正する条例制定について

○出席委員（8名）

委員長	立崎 聡 一
副委員長	松浦 敏 司
委員	石垣 直 樹
	小田部 照
	川原田 英 世
	栗田 政 男
	澤谷 淳 子
	山田 庫司郎

○欠席委員（0名）

議長	井戸 達 也
----	--------

○傍聴議員（6名）

金 兵 智 則
工 藤 英 治
近 藤 憲 治
永 本 浩 子
古 田 純 也
村 椿 敏 章

○説明者

副市長	川田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
建設港湾部長	吉 田 憲 弘
職員課長	寺 口 貴 広
建築課長	小 原 功

○事務局職員

事務局 長	武 田 浩 一
次 長	伊 倉 直 樹
総務議事係長	神 谷 浩 一
総務議事係	早 渕 由 樹

午前10時12分開会

○立崎聡一委員長 おはようございます。

本日の委員会では、付託されました議案1件について審査いたします。

それでは、議案第1号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

議案第1号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、一般職の職員、並びに常勤の特別職、市議会議員の期末手当の支給月数を改正しようとするものでございます。

改正する条例は、網走市職員給与条例、網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の5つの条例でございます。

改正の内容でございますが、本年度の人事院勧告の国家公務員の取扱いに準じて、期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

表を併せて御覧ください。

初めに、一般職の常勤職員でございますが、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.5月から4.45月とし、引き下げ分の0.05月分を、令和2年度分につきましては、12月の期末手当から引き下げるものでございます。

また、令和3年度以降の期末勤勉手当については、6月期と12月期が均等になるよう配分する改正となっております。

同様に、特定任期付職員、会計年度任用職員につきましても、年間0.05月の引き下げとなっておりますが、会計年度任用職員につきましては、適用を令和3年度からとするものでございます。

次に、常勤の特別職及び市議会議員の期末手当については、年間支給月数を現行の4.5月から0.05月引き下げ、4.45月とするもので、令和2年度分につきましては、12月期に0.05月を引き下げ、令和3年

度以降は6月期、12月期共に支給月数が均等になるよう、それぞれ2.225月とする改正でございます。

施行期日につきましては、令和2年12月1日からとするものでございますが、令和3年度以降の支給分につきましては、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと伺いたいのは、議案資料の数字と議案との関係ですけれども、例えば、議案の第3条の3項のところで、100分の125とあるのは、100分の130とするというこの意味と、それから6条の、これは給与条例の一部改正ということで、100分の125を100分の127.5に改めるという、これはアップしているという、それから7条も同じように見るとアップしているのですけれども、この辺の内容について説明をしていただきたいと思います。

○寺口貴広職員課長 まず、第3条の部分ですけれども、125とあるのを130とするという内容でございますが、今回の改正につきましては、0.05月の引き下げということで、引き下げる内容になるものですから、3条につきましては、会計年度任用職員の部分なのですけれども、本来できますと、引き下げる内容となっておりますが、今回につきましては、会計年度任用職員につきましては、適用を令和3年度からするというので、12月期については特例としまして、従来どおりの130という率を適用するという内容となっております。

続きまして、6条と7条の部分の125が127.5に上がるというところでございますが、こちらにつきましては、6条と7条につきましては、令和3年度の率を規定しているものでございまして、令和2年度につきましては、12月で0.05月分を引き下げるわけでございますが、令和3年度につきましては、6月期と12月期で均等で引き下げる内容となっておりますが、12月期分につきましては、本年度よりは見かけ上は引き上がるような表現になるという内容でございます。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

ただ、いわゆる今年については、コロナで大変職員の皆さんに負担がかかっているという、臨時会も今日で9回目ということで、そういう意味では非常に、私も職員の皆さんの、このコロナ禍による厳しい中で働いてきたという点では、そういう中で結果

として期末手当が下がるというのは、モチベーション的にもね、非常に私はなかなかつらい思いがあるのですけれども、多分職員組合との関係でも合意がなされているのだと思うのですけれども、その辺の状況といいますか、職員への評価なりね、しっかりした上でのものでないと、モチベーションに相当影響を受けるというふうに思うのです。

その辺はどんなふうなことがなされたのか伺います。

○寺口貴広職員課長 今、委員おっしゃられましたとおり、コロナ禍にあっても職員は増大する行政需要に対応するためですね、日々職務に取り組んでいただいているところでありまして、例えば、定額給付金の支給事務なんかにつきましては、短期間で膨大な事務を処理するというようなことで、相当な苦勞をかけたというふうには認識しております。

一方で、こうしたコロナ禍の影響につきましては、公務職場に限らず、社会全体のものというふうにも認識しておりまして、そうした状況下においてですね、人事院の調査に基づく勧告でありまして、その結果に準じて引き下げるという判断をしたところではありますが、ここにつきましては、職員組合との協議においても十分な協議をしまして、理解を得て提案をさせていただいているところでございます。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○川原田英世委員 私のほうからも1点だけちょっとお伺いしたいのですが、コロナ禍にあっても、インフレが徐々に進んでいる中で、またこれで実質賃金下がるというのは、国の方向としていかなものかなというふうに思わざるを得ないのですが、そういった中で人事院勧告も読ませていただくと、期末手当について民間との乖離がある部分を、これで改正するというか、差を埋めていくのだというような中身、コロナ禍でちょっと調査が遅れましたということもあったと思うのですが、そういった中で、民間の企業、人事院としても調査をしているということなのですけれども、果たしてこれが地域にとってはどうなのかというところで、一律、国全体で決めていくものだという認識も一つあるのでしょうか、それによって地域間の乖離が生まれてもよろしくないのではないかとと思うのですが、地域の民間の状況等はどのように認識しているのか、その点だけ確認したいと思います。

○寺口貴広職員課長 人事院の調査につきまして

は、人事院が直接、全国の企業に調査をしている内容も反映されておりますが、併せまして、全国の都道府県の人事委員会が行っております、こういう実態調査についても反映させた結果となっておりますことから、地方の実情も一定程度反映された内容になっているというふうに認識をしております。

○川原田英世委員 地域の状況も一定程度はということなのですけれども、あくまでも一定程度なのだろうと僕は思っていますので、今、どうこうということではないですけれども、やっぱり地域の実情もある程度、地域の自治体です、判断できるような状況になれば、それは相応しいことだというふうに思いますので、これからも研究を続けていただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、それではお諮りいたします。

議案第1号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは全体を通して、各委員、理事者から何かございませんか。

○川原田英世委員 すいません、1点確認したいのですが、先ほど本会議で専決処分の報告ということで、工事の契約内容が2枚出まして、両方とも増額で変更になっているのですけれども、内容だけ確認したいと思ったのですが、今ここでわかるのであれば。

○立崎聡一委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時30分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

川原田委員、確認事項という取扱いでよろしかったでしょうか。

○川原田英世委員 はい、確認をしたいというふうに。

○立崎聡一委員長 確認事項ということなので、答弁を求めたいと思います。

○小原功建築課長 専決処分に係る工事の変更の理由でございますが、当初設計においては、流用土での埋め戻しを予定しておりましたが、掘削土の土質調査を行った結果、埋め戻しに適さない土であった

ということが判明したため、購入土へ変更したものでございます。

1工区、2工区ともでございます。

○川原田英世委員 内容は確認させていただきました。

それで、この専決処分について10月15日専決となっているのですが、確かその前日ほどに臨時会等があったと思うのですけれども、そこでは議件として上げるというのがなく専決ということになった、その経過も確認したいのですが。

○小原功建築課長 第8回臨時会は10月12日であったわけでございますけれども、それ以前に、基礎工事をやっている段階で土を掘った結果、施工業者のほうから土質については適さないのではないかという相談があり、各業者に指示をし、土質調査を行ってもらいました。

その結果が出て、金額もそのあとの積算ということになりますので、その段階で第8回臨時会には間に合わなかったということでございます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了いたします。

午前10時32分閉会